

第**97**期

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時

開催
場所

東京都目黒区三田一丁目13番2号
ザ・ガーデンホール
(恵比寿ガーデンプレイス内)

会場は、昨年の会場のガーデンルームではなく、同一建物内のガーデンホールに変更となっております。

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

● 議案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

■ 第97期定時株主総会招集ご通知 ……	2
■ 株主総会参考書類 ……	6
(添付書類)	
■ 事業報告 ……	19
■ 連結計算書類 ……	37
■ 計算書類 ……	40
■ 監査報告書 ……	43

株主総会ご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

当期より「定時株主総会招集ご通知」と「報告書」を合冊にしております。

 **日油株式会社**

証券コード：4403

ご挨拶

このたびの新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々、ご遺族の方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患されている方々や困難な状況におられる方々の一日も早い回復と感染症の早期終息を心よりお祈り申し上げます。

平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当社の第97期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

当事業年度のわが国経済は、輸出や生産が低調に推移する中で、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により緩やかな回復基調が続いたものの、期の後半では消費増税や大型台風などにより個人消費が低調に推移しました。年明け以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動減速の動きが広がりました。海外経済におきましても、通商問題による中国経済の成長鈍化に加え、感染症の流行が急速に拡大した影響により、当期末にかけて減速が顕著となりました。

このような状況下、当社グループは、「革新的価値の創造と拡大」を基本方針として掲げ、2019年度を最終年度とする3カ年計画「2019中期経営計画」の課題である「新製品・新市場の創出」「生産性の向上」「グループ経営の強化」「CSR活動の推進」を進めるとともに、高機能・高付加価値製品による新市場開拓と販拡ならびに生産コストの低減に努め、持続的成長に向けた経営努力を積み重ねてまいりました。

しかし、当期におきましては、厳しい事業環境により、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも、前期の実績を下回る結果となりました。

当社グループは、2020年度を初年度とする3カ年計画「2022中期経営計画」において、目指す3分野を「ライフ・ヘルスケア」「電子・情報」「環境・エネルギー」と決めました。「ライフ・ヘルスケア」は、従来の「ライフサイエンス」から、より幅広い分野での価値創造を目的として変更したものです。新型コロナウイルス感染症の拡大により事業環境の見通しが不透明ではありますが、目指す3分野において市場ニーズの変化に柔軟に対応し、「成長市場への事業拡大」「新製品・新技術開発の加速」「社内外との連携強化」「生産性の向上」、および「CSR活動の推進」に取り組んでまいります。これにより、独創性のある製品を国内外の市場に提供できる機能材メーカーとして、さらなる進化を遂げ、信頼され存在感のある企業グループの実現に向けて引き続き邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役会長
小林 明治



代表取締役社長
宮道 建臣

(証券コード4403)
2020年6月4日

株 主 の 皆 さ ま へ

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

日油株式会社

代表取締役社長 宮道建臣

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2020年6月26日（金曜日）午前10時
- 2. 場 所** 東京都目黒区三田一丁目13番2号
ザ・ガーデンホール（恵比寿ガーデンプレイス内）
- 3. 目的事項**
 - 報告事項** 1. 第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使について

(1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに**到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、**2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに**議案に対する賛否をご入力ください（4、5ページをご参照ください）。

なお、書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使としてお取扱いいたします。インターネットによる方法で複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nof.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。
 - (1) 連結計算書類の「連結注記表」
 - (2) 計算書類の「個別注記表」
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nof.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は、株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席いただける場合



株主総会日時 **2020年6月26日（金曜日）午前10時**
(受付開始は午前9時を予定しております。)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
株主総会当日は、資源節約のため、本「招集ご通知」をお持ちくださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合



書面によるご行使

行使期限 **2020年6月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するよう、ご返送ください。



インターネットによるご行使

[詳細につきましては次ページをご覧ください。](#)

行使期限 **2020年6月25日（木曜日）午後5時30分まで**

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

[議決権行使ウェブサイト](https://soukai.mizuho-tb.co.jp/) : <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

■複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ① 書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- ② インターネットによる方法で複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。


議決権は、株主さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。

株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける方

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

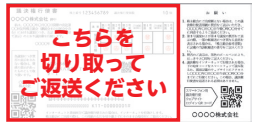


また、議事資料として本冊子をご持参ください。

株主総会開催日時 2020年 **6月26日** 午前10時

ご郵送で議決権を行使される方

同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示のうえご返送ください。



早期投函のお願い
行使期限後に到着する議決権行使書が多数あります。お早めにご投函ください。

行使期限 2020年 **6月25日** 午後5時30分到着

インターネットで議決権を行使される方

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2020年 **6月25日** 午後5時30分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使コード、パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

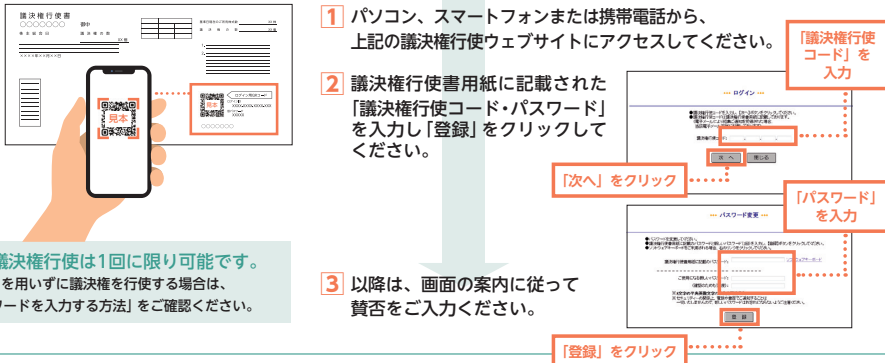
- スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。
- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

上記のQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。再行使する場合、またはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード・パスワード」を入力し「登録」をクリックしてください。
- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識し、財務体質の充実と経営基盤の強化を図るとともに、配当額の向上に努めております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき39円（総額3,243,316,167円）

なお、中間配当金（1株につき39円）を加えまして、当期の年間配当金は、1株につき金78円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

1. 変更の理由

取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役として適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第31条および定款第41条に当該規定を新設するものです。

なお、定款第31条第2項の新設に関しましては各監査役の同意を得ております。

また、現行定款では、項数を表示していなかったため、新たに項数を表示するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p> <p><u>3</u> (現行どおり)</p>
<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(総会の招集権者および議長) 第14条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。 代表取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。</p>	<p>(総会の招集権者および議長) 第14条 (現行どおり) <u>2</u> (現行どおり) <u>3</u> (現行どおり)</p>
<p>(総会の決議) 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(総会の決議) 第16条 (現行どおり) <u>2</u> (現行どおり)</p>
<p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第17条 (現行どおり) <u>2</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任) 第19条 (現行どおり) <u>2</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除) 第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 (新設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり) <u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。</p>
<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p>

第3号議案

取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）が任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりです。

なお、取締役候補者に関しましては、指名委員会（任意）への諮問を経て、取締役会において決定しております。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	みや じ たけ お 宮 道 建 臣	再任 代表取締役社長兼社長執行役員	17回/17回 (100%)
2	まえ だ かず ひと 前 田 一 仁	再任 取締役兼常務執行役員、防錆部門長	17回/17回 (100%)
3	いの うえ けん ご 井 上 賢 吾	再任 取締役兼常務執行役員、設備・環境安全統括室長	17回/17回 (100%)
4	さか はし ひで あき 坂 橋 秀 明	再任 取締役兼常務執行役員、経営企画室長	17回/17回 (100%)
5	み よ まさ のぶ 美 代 眞 伸	新任 常務執行役員、油化事業部長	-
6	あり ま やす ゆき 有 馬 康 之	再任 社外 独立役員 取締役	17回/17回 (100%)
7	い とう くに みつ 伊 藤 邦 光	新任 社外 独立役員 -	-

候補者番号

1

みやじ たけお
宮道建臣
(1956年1月12日生)

再任

- 所有する当社の株式の数
17,500株
- 取締役会への出席状況
17回/17回 (100%)
- 在任期間(本総会終結時)
9年

・当社との間に特別の利害関係はありません。

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月 当社入社
2010年 6月 同執行役員、人事・総務部長
2011年 6月 同取締役兼執行役員、人事・総務部長
2012年 6月 同取締役兼常務執行役員、人事・総務部長
2012年 12月 同取締役兼常務執行役員
2018年 6月 同代表取締役社長兼社長執行役員(現職)

取締役候補者とした理由

宮道建臣氏は、長年にわたり当社の経営を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

まえ だ かず ひと
前田一仁
(1956年11月1日生)

再任

- 所有する当社の株式の数
15,400株
- 取締役会への出席状況
17回/17回 (100%)
- 在任期間(本総会終結時)
9年

・当社との間に特別の利害関係はありません。

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
2010年 6月 同執行役員、DDS事業部長
2011年 6月 同取締役兼執行役員、DDS事業部長
2012年 6月 同取締役兼常務執行役員、DDS事業部長
2013年 6月 同取締役兼常務執行役員
2016年 6月 同取締役兼常務執行役員、防錆部門長(現職)

取締役候補者とした理由

前田一仁氏は、長年にわたり当社の経営に携わっており、海外研究機関での業務を含む豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

いのうえけんご

井上賢吾

(1957年3月18日生)

再任

- 所有する当社の株式の数
11,600株
- 取締役会への出席状況
17回/17回 (100%)
- 在任期間(本総会終結時)
5年

・当社との間に特別の利害関係はありません。

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
 2011年 6月 同執行役員、化成事業部長
 2014年 6月 同執行役員、ディスプレイ材料事業部長
 2015年 6月 同取締役兼執行役員、ディスプレイ材料事業部長
 2016年 6月 同取締役兼常務執行役員、ディスプレイ材料事業部長、設備・環境安全統括室長
 2017年 2月 同取締役兼常務執行役員、設備・環境安全統括室長(現職)

取締役候補者とした理由

井上賢吾氏は、化成事業、ディスプレイ材料事業等の業務に携わっており、海外勤務を含む豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

4

さかはしひであき

坂橋秀明

(1959年5月14日生)

再任

- 所有する当社の株式の数
5,300株
- 取締役会への出席状況
17回/17回 (100%)
- 在任期間(本総会終結時)
4年

・当社との間に特別の利害関係はありません。

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
 2008年 6月 同油化事業部企画室長
 2012年 10月 同化成事業部企画室長
 2014年 6月 同執行役員、化成事業部長
 2016年 6月 同取締役兼執行役員、経営企画室長
 2018年 6月 同取締役兼常務執行役員、経営企画室長(現職)

取締役候補者とした理由

坂橋秀明氏は、油化事業、化成事業、経営企画の業務に携わっており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

5

みよまさのぶ
美代眞伸
(1961年1月4日生)

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
2005年 6月 同油化事業部営業本部第2機能材営業部長
2008年 4月 同油化事業部油化営業本部産業機能材営業部長
2010年 6月 同油化事業部油化営業本部長
2014年 4月 同油化事業部長
2014年 6月 同執行役員、油化事業部長
2018年 6月 同常務執行役員、油化事業部長（現職）

■ 所有する当社の株式の数
4,600株

取締役候補者とした理由

美代眞伸氏は、油化事業の業務に携わっており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、取締役候補者といたしました。

・当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

あり ま やす ゆき

有馬康之

(1953年1月10日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

■ 所有する当社の株式の数

2,800株

■ 取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

■ 在任期間(本総会終結時)

4年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入社
 2004年 4月 みずほ信託銀行株式会社執行役員、財務企画部長
 2004年 5月 同執行役員
 2005年 4月 同常務執行役員
 2005年 6月 同常務取締役
 2007年 4月 同取締役（2007年6月同取締役退任）
 2007年 6月 芙蓉オートリース株式会社代表取締役社長
 2016年 4月 同取締役（2016年5月同取締役退任）
 2016年 6月 当社取締役（現職）、一般財団法人保安通信協会理事（現職）

社外取締役候補者とした理由

有馬康之氏は、取締役としての豊富な経験と幅広い知見を当社経営に反映し、既に4年間当社の社外取締役として、当社の経営全般に対して公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き専門の見地から取締役としての役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する考え方

有馬康之氏は、過去、当社の取引銀行である株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）の業務執行者でありましたが、2020年3月期における当社の金融機関からの借入総額は、総資産額の4.3%と低く、また、当社は複数の金融機関と継続的に取引を行っており、特定の金融機関に依存していないことから、同行と当社との取引関係は、当社の業務執行の決定に対して、「主要な取引先」の該当基準である親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得るものではありません。有馬康之氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。同氏と一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。

- (注) 1. 当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、本総会の第2号議案が承認可決された場合には、有馬康之氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額であります。

候補者番号

7

いとうくにみつ
伊藤邦光
(1958年8月18日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

■ 所有する当社の株式の数
700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 10月 アーサーヤング公認会計士共同事務所（1986年監査法人朝日新和会社（現有限責任あずさ監査法人）と合併）入社
1989年 3月 公認会計士登録
2009年 5月 同パートナー（2017年6月同監査法人退職）
2017年 5月 税理士登録
2017年 7月 潮来克士公認会計士税理士事務所入所（2018年11月同事務所退職）
2018年 12月 伊藤会計事務所代表（現職）

社外取締役候補者とした理由

伊藤邦光氏は、会計税務に精通しており、専門的見地から取締役としての役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する考え方

伊藤邦光氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定です。

伊藤邦光氏は、伊藤会計事務所の代表であります。同会計事務所と当社との間に顧問関係その他の会計税務の委任関係はありません。当社の同会計事務所への支払い実績はありません。

- (注) 1. 当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、本総会の第2号議案が承認可決された場合には、伊藤邦光氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額であります。

第4号議案

監査役1名選任の件

監査役林俊行氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の本総会への提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

はやし

林 いづみ

(1958年8月20日生)

新任

社外監査役候補者

独立役員候補者

■ 所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1986年 4月 名古屋地方検察庁検事
1987年 3月 弁護士登録（東京弁護士会）、ローガン・高島・根本法律事務所入所
1993年 3月 永代総合法律事務所パートナー
2013年 11月 株式会社海外需要開拓支援機構取締役（2017年6月退任）
2015年 1月 桜坂法律事務所パートナー（現職）
2015年 6月 生化学工業株式会社取締役（2019年6月退任）
2019年 8月 株式会社ウェザーニューズ監査役（現職）

社外監査役候補者とした理由

林いづみ氏は、企業法務に精通しており、専門的見地から監査役としての役割を果たしていただけるものと判断し、社外監査役候補者としていたしました。

独立性に関する考え方

林いづみ氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定です。

林いづみ氏は、桜坂法律事務所のパートナーであります。同法律事務所と当社との間に顧問関係その他の法律事務の委任関係はありません。過去3年間において、当社の同法律事務所への支払い実績はありません。

- (注) 1. 当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 林いづみ氏の戸籍上の氏名は坂本いづみ氏であります。
3. 当社は、本総会の第2号議案が承認可決された場合には、林いづみ氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額であります。

(ご参考) 引き続き在任となる監査役

氏名	現在の地位
加藤 一成 在任	常勤監査役
田中 慎一郎 在任 社外 独立	監査役
田原 良逸 在任 社外 独立	監査役

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始のときまでとされており、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の本総会への提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

さがら ゆりこ
相良 由里子
(1974年9月6日生)

新任

社外監査役候補者

独立役員候補者

■ 所有する当社の株式の数

0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

2001年	10月	弁護士登録（第二東京弁護士会）、中村合同特許法律事務所入所
2005年	8月	弁理士登録
2010年	2月	米国ニューヨーク州弁護士登録
2013年	1月	中村合同特許法律事務所パートナー（現職）
2019年	6月	株式会社東京精密監査等委員である取締役（現職）

補欠社外監査役候補者とした理由

相良由里子氏は、企業法務に精通しており、専門的見地から監査役としての役割を果たしていただけるものと判断し、補欠社外監査役候補者としたしました。

独立性に関する考え方

相良由里子氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。同氏と一般株主の間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、同氏が監査役に選任された場合は、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定です。

相良由里子氏は、中村合同特許法律事務所のパートナーであります。同法律事務所と当社との間に顧問関係はありません。当社の同法律事務所への支払い実績は過去3年間の平均で約30万円です。

- (注) 1. 当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 相良由里子氏の戸籍上の氏名は早川由里子氏であります。
3. 当社は、本総会の第2号議案が承認可決され、相良由里子氏が監査役に選任された場合には、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額であります。

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」と総称します。）の独立性に関する判断基準を次のとおり定めております。社外役員候補者の選定にあたっては、会社法および東京証券取引所が定める基準に加え、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」を満たす候補者を選定しております。

社外役員が次のいずれの項目にも該当しない場合、独立性を有すると判断する。

- (1) 当社グループを主要な取引先とする者（直近事業年度におけるその者の連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。）またはその業務執行者（注1）
- (2) 当社グループの主要な取引先（直近事業年度における当社の連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者をいう。）またはその業務執行者（注1）
- (3) 当社グループの主要な借入先（直近事業年度における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。）またはその業務執行者（注1）
- (4) 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接に保有している者をいう。）またはその業務執行者（注1）
- (5) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- (6) 当社グループから役員報酬以外に、多額（注2）の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、税理士、コンサルタント等
- (7) 当社グループから多額（注2）の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者（注1）
- (8) 当社グループの業務執行取締役（注3）または常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合における、当該他の会社の業務執行者（注1）
- (9) 過去3年間において、上記（1）から（8）までのいずれかに該当していた者

注1：業務執行者とは、会社法施行規則に定める業務執行者をいい、業務執行取締役、執行役および使用人を含む。

注2：多額とは、過去3事業年度の平均で個人の場合は1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超える額をいう。

注3：業務執行取締役とは、会社法に定める業務執行取締役をいい、代表取締役および業務を執行する取締役をいう。

以上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、輸出や生産が低調に推移する中で、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により緩やかな回復基調が続いたものの、期の後半では消費増税や大型台風などにより個人消費が低調に推移しました。年明け以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動減速の動きが広がりました。海外経済におきましても、通商問題による中国経済の成長鈍化に加え、感染症の流行が急速に拡大した影響により、当期末にかけて減速が顕著となりました。

当社グループを取り巻く事業環境は、米中貿易摩擦の長期化による中国・アジア市況の低迷に加え、感染症拡大によるサプライチェーンの停滞やインバウンド需要の減少が懸念される状況にありました。

このような事業環境下、当社グループは、「革新的価値の創造と拡大」を基本方針として掲げ、2019年度を最終年度とする3ヵ年計画「2019中期経営計画」の課題である「新製品・新市場の創出」「生産性の向上」「グループ経営の強化」「CSR活動の推進」を進めるとともに、高機能・高付加価値製品による新市場開拓と拡販ならびに生産コストの低減に努め、持続的成長に向けた経営努力を積み重ねてまいりました。

新製品・新市場の創出では、国内外における産官学連携の強化や新技術導入などを進めて研究テーマの拡充を図るとともに、研究・営業間の人事ローテーションによりユーザーニーズの的確な把握と新製品上市の加速に努めました。また、海外営業要員を増強し、海外市場での拡販に努めました。生産性向上では、拡大する高機能・高付加価値製品の需要に対応するため生産能力を増強するとともに、AI技術などを応用した材料開発手法であるマテリアルズ・インフォマティクスによる研究開発の促進やデジタル化による業務効率向上など効率化投資を推進してまいりました。

以上のような経営努力を積み重ねてまいりましたが、当期の連結売上高は、1,809億1千7百万円と前期比4.4%の減収となりました。連結営業利益は、268億7千4百万円と前期比5.5%の減益、連結経常利益は、288億3千万円と前期比4.2%の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は、211億4千万円と前期比4.1%の減益となりました。

以下、各事業セグメントの概況についてご説明申し上げます。

【機能化学品事業】

脂肪酸誘導体は、環境エネルギー関連の需要が低調に推移し、売上高は減少しました。

界面活性剤は、トイレタリー関連の需要が低調に推移し、売上高は減少しました。

エチレンオキサイド・プロピレンオキサイド誘導体は、合成樹脂・樹脂加工向けの需要が低調に推移し、売上高は減少しました。

有機過酸化物は、国内およびアジアでの需要が低調に推移し、売上高は減少しました。

ディスプレイ材料は、中小型液晶パネル関連の出荷が減少し、売上高は減少しました。

特殊防錆処理剤は、国内および欧州での自動車関連の需要が低調に推移し、売上高は減少しました。

これらの結果、機能化学品事業の連結売上高は、1,172億7千万円（前期比8.0%減）、連結営業利益は、175億6千2百万円（前期比13.5%減）となりました。

【ライフサイエンス事業】

食用加工油脂は、製菓・製パン用機能性油脂の需要が底堅く、売上高は前期並みとなりました。

機能食品関連製品は、売上高は減少しました。

生体適合性素材は、MPC（2-メタクリロイルオキシエチルホスホリルコリン）関連製品のアイケア向けの需要が堅調に推移し、売上高は増加しました。

DDS（ドラッグ・デリバリー・システム：薬物送達システム）医薬用製剤原料は、欧米への出荷が増え、売上高は増加しました。

これらの結果、ライフサイエンス事業の連結売上高は、303億6千9百万円（前期比9.2%増）、連結営業利益は、84億5千6百万円（前期比14.4%増）となりました。

【化薬事業】

産業用爆薬類は、売上高は減少しました。

宇宙関連製品は、ロケット向け製品の出荷が減少し、売上高は減少しました。

防衛関連製品は、売上高は前期並みとなりました。

機能製品は、売上高は増加しました。

これらの結果、化薬事業の連結売上高は、318億3千8百万円（前期比1.1%減）、連結営業利益は、19億1千6百万円（前期比2.6%減）となりました。

【その他の事業】

その他の事業は、運送事業および不動産事業から構成されております。その連結売上高は、14億3千8百万円（前期比11.3%減）、連結営業利益は、2億7百万円（前期比16.2%減）となりました。

(2) 対処すべき課題

国内経済は、新型コロナウイルス感染症拡大を受けたインバウンド需要の減少や外出自粛による需要減少により景気悪化が予測されるだけでなく、今後の感染症拡大の収束時期や影響範囲の予測が困難であり、見通しは極めて不透明な状況です。世界経済においても、感染の範囲が欧州・米国へ拡大する中、世界的な外出規制による需要減少やサプライチェーンの停滞による深刻な景気悪化に加え、金融不安、原油価格の変動などのリスク要因も懸念され、極めて厳しい状況が継続するものと想定されます。

このような情勢下、当社グループは、本年度を初年度とする3ヵ年計画「2022中期経営計画」において、目指す3分野を「ライフ・ヘルスケア」「電子・情報」「環境・エネルギー」と決めました。「ライフ・ヘルスケア」は、従来の「ライフサイエンス」から、より幅広い分野での価値創造を目的として変更したものです。目指す3分野において、市場ニーズの変化に柔軟に対応し、独創性のある製品を国内外の市場に提供できる機能材メーカーとして、さらなる進化を遂げ、信頼され存在感のある企業グループの実現に努めてまいります。

「2022中期経営計画」においては、「挑戦と協創」を基本方針として掲げ、「成長市場への事業拡大」「新製品・新技術開発の加速」「社内外との連携強化」「生産性の向上」「CSR活動の推進」の各課題に取り組んでまいります。

成長市場への事業拡大においては、目指す3分野における積極的な戦略投資を実行してまいります。新製品・新技術開発の加速においては、研究本部内に新規事業開発室を設置して新規事業の創出に取り組むとともに、国内外において共同研究により研究テーマを拡充するなど社内外との連携も強化してまいります。

生産性向上の取り組みでは、高機能・高付加価値製品の製造能力増強やデジタル化など効率化投資にも積極的に取り組みます。

CSR活動の推進においては、E（環境）S（社会）G（ガバナンス）の諸課題に優先順位をつけて取り組みます。また、SDGs（持続可能な開発目標）への貢献では、レスポンシブル・ケア活動を推進するとともに、独創性のある製品を市場に提供してまいります。その基礎となるコーポレートガバナンス体制は、社会規範と企業倫理に則り継続して強化に努めるとともに、財務・非財務情報の適時・適切な開示に努めて、経営の透明性・健全性を高めてまいります。リスク管理体制につきましては、リスク管理部会を委員会とするなどの見直しを行い、網羅的なリスクアセスメント機能を充実させるとともに、特定分野に特化した専門委員会による深掘り機能を組み合わせ、管理を強化してまいります。安全管理体制の強化につきましても、継続的に取り組み、安定操業に努めてまいります。

これらの課題への取り組みを遂行し、さらなる事業革新を進め、国際競争力のある強靱な企業体質を築いてまいります。

現在、世界経済に大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症に関しましては、当社グループも少なからぬ影響を受けており、加えて収束時期の見通しが不透明な状況です。現時点で影響の大きさを予測できませんが、当社グループにおきましては、グループ社員ならば

に関係者の皆さまの安全確保を最優先に、感染拡大の防止に努めた上で、社会的責任を果たしてゆくとともに、収束後の社会・経済情勢を見極めながら適切な事業運営に最大限努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中における当社グループの設備投資の総額は、80億円であり、完成および継続中の主要な設備は次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

事業所名・会社名	事業の種類別セグメントの名称	設備内容
当社		
衣浦工場	機能化学品事業	衣浦工場総合棟の建設
衣浦工場	機能化学品事業	機能化学品製造設備の増強

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

事業所名・会社名	事業の種類別セグメントの名称	設備内容
当社		
尼崎工場	機能化学品事業	環境設備の増強
尼崎工場	機能化学品事業	機能化学品製造設備の増強
千鳥工場	機能化学品事業	機能化学品製造設備の増強
DDS工場	ライフサイエンス事業	ライフサイエンス製品製造設備の増強
衣浦工場	機能化学品事業	環境設備の増強
武豊工場	化薬事業	火薬・加工品製造設備の増強
尼崎/衣浦工場	機能化学品事業	機能化学品製造設備の増強

③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失 該当事項はありません。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況

区 分		第94期 (16/4~17/3)	第95期 (17/4~18/3)	第96期 (18/4~19/3)	第97期 (19/4~20/3)
営業成績	売上高 (百万円)	174,057	179,935	189,152	180,917
	営業利益 (百万円)	24,336	25,816	28,442	26,874
	経常利益 (百万円)	25,001	27,430	30,099	28,830
	親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	17,586	19,913	22,034	21,140
	1株当たり当期純利益 (円)	101.14	230.96	259.29	251.72
財産の状況	総資産 (百万円)	217,127	235,874	244,533	235,248
	純資産 (百万円)	152,564	169,572	178,285	178,716
	1株当たり純資産 (円)	876.72	1,980.14	2,108.77	2,140.98
会社数	連結子会社	25	25	24	24
	持分法適用会社	0	0	0	0

- (注) 1. 売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産および純資産は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
3. 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第95期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。
4. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第96期の期首から適用しており、第95期に係る財政状況については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

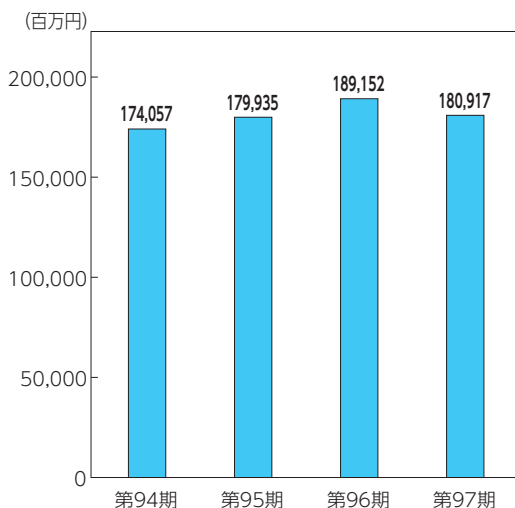
② 当社の財産および損益の状況

区 分		第94期 (16/4~17/3)	第95期 (17/4~18/3)	第96期 (18/4~19/3)	第97期 (19/4~20/3)
営業成績	売上高 (百万円)	119,058	125,333	130,943	122,371
	営業利益 (百万円)	17,688	20,018	21,396	19,636
	経常利益 (百万円)	19,947	22,943	24,759	23,071
	当期純利益 (百万円)	14,435	17,531	18,869	18,308
	1株当たり当期純利益 (円)	83.02	203.34	222.04	218.00
財産の状況	総資産 (百万円)	189,027	204,397	210,018	201,890
	純資産 (百万円)	124,302	137,014	143,356	142,251
	1株当たり純資産 (円)	718.08	1,607.27	1,703.19	1,711.62

- (注) 1. 売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、総資産および純資産は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
3. 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第95期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。
4. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第96期の期首から適用しており、第95期に係る財政状況については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

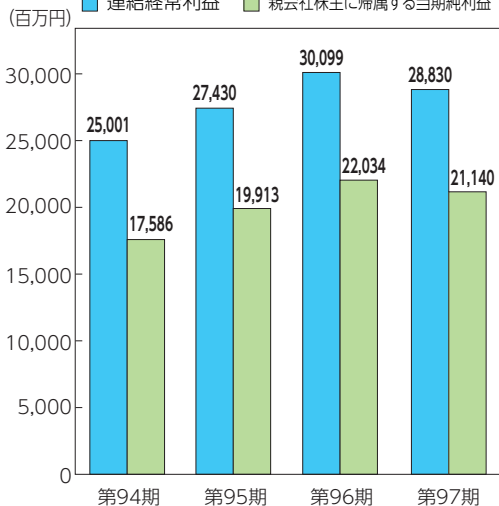
連結業績の推移

●連結売上高の推移



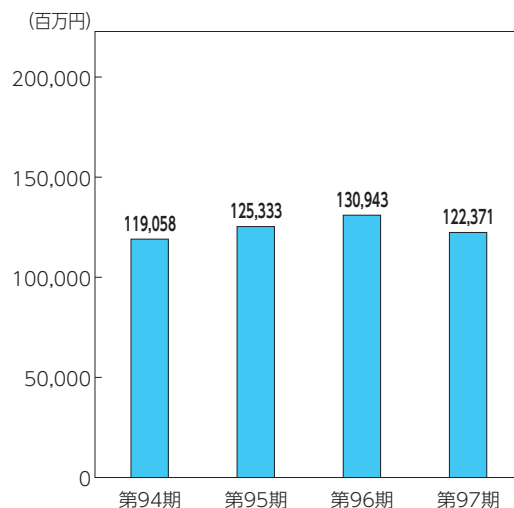
●連結経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益の推移

■ 連結経常利益 ■ 親会社株主に帰属する当期純利益



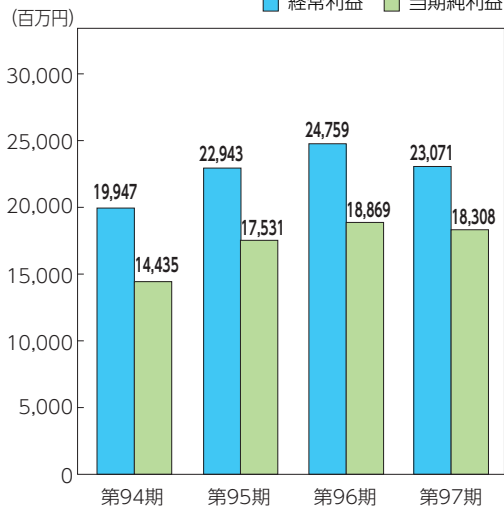
単体業績の推移

●売上高の推移



●経常利益および当期純利益の推移

■ 経常利益 ■ 当期純利益



(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日本工機株式会社	2,000百万円	95.0%	防衛用装備品、産業用爆薬、火工品、防犯用関連商品の製造販売
日油技研工業株式会社	1,478百万円	100.0%	温度管理用示温材、医療滅菌用資材、建設資材、電設器材、ロケット用火工品、化工材、海洋機器の製造販売
北海道日油株式会社	220百万円	100.0%	産業用火薬類、凍結防止剤の製造販売
NOFメタルコーティングス株式会社	186百万円	100.0%	特殊防錆処理剤の製造販売
株式会社ジャペックス	100百万円	70.0% (間接保有25.0%を含む)	産業用火薬類の販売
日油商事株式会社	60百万円	100.0%	塗料・建材、食用加工油脂、健康食品の販売および損害保険代理業
油化産業株式会社	44百万円	100.0%	油脂製品、有機過酸化物、化成品、界面活性剤、金属油剤、化粧品・石鹼基剤、医薬品関連商品の販売
常熟日油化工有限公司	156,852千元	100.0%	脂肪酸誘導体、有機過酸化物の製造販売
PT. エヌ・オー・エフ・マス・ケミカル・インダストリーズ	17,500千米ドル	89.6%	有機過酸化物の製造販売
NOFメタルコーティングス・ノース・アメリカINC.	1千米ドル	100.0%	特殊防錆処理剤の製造販売
エヌ・オー・エフ・アメリカ・コーポレーション	100米ドル	100.0%	化学品等の輸出入および販売
日油(上海)商貿有限公司	12,794千元	100.0%	化学品等の輸出入および販売
エヌ・オー・エフ・ヨーロッパ GmbH	25千ユーロ	100.0%	化学品等の輸出入および販売

(注) 1. 資本金は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社の議決権比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

③ 企業結合の経過

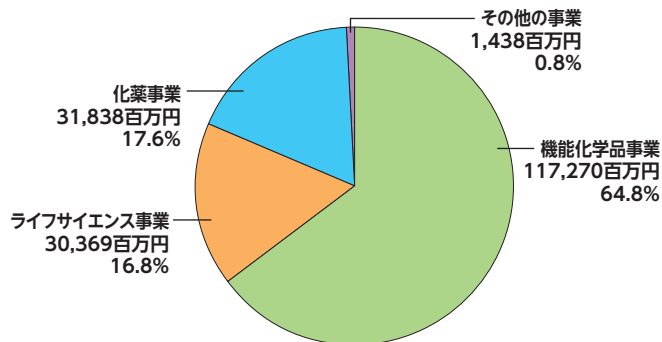
当社の連結子会社は、前記②の重要な子会社の状況に記載の13社を含む24社であり、持分法適用会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループの事業およびその主要製品は、次のとおりであります。

事業内容	主要製品
機能化学品事業	脂肪酸、脂肪酸誘導体 界面活性剤 エチレンオキサイド・プロピレンオキサイド誘導体 有機過酸化化物 石油化学品（ポリブテン等） 機能性ポリマー 機能性フィルム 電子材料（液晶表示関連材料等） 特殊防錆処理剤
ライフサイエンス事業	食用加工油脂 機能食品関連製品（医療栄養食、健康関連製品） 生体適合性素材（MPCポリマー、MPCモノマー等） DDS医薬用製剤原料（活性化PEG、リン脂質、医薬用界面活性剤）
化 薬 事 業	産業用爆薬類 宇宙関連製品 防衛関連製品 機能製品
そ の 他 の 事 業	運送 不動産

●第97期 事業セグメント別売上高



(8) 主要な営業所および工場

① 当 社

本 社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
支 社 ・ 支 店	大 阪 支 社 (大阪府大阪市北区) 名 古 屋 支 店 (愛知県名古屋市中村区) 福 岡 支 店 (福岡県福岡市中央区)
工 場	川 崎 事 業 所 (千鳥工場・大師工場・DDS工場) (神奈川県川崎市川崎区) 愛 知 事 業 所 (武豊工場・衣浦工場・ディスプレイ材料工場) (愛知県知多郡武豊町) 尼 崎 工 場 (兵庫県尼崎市) 大 分 工 場 (大分県大分市)
研 究 所	先端技術研究所 (茨城県つくば市) 油化学研究所 (兵庫県尼崎市・神奈川県川崎市川崎区) 化 成 研 究 所 (愛知県知多郡武豊町) 食 品 研 究 所 (神奈川県川崎市川崎区) ライフサイエンス研究所 (神奈川県川崎市川崎区) DDS研究所 (神奈川県川崎市川崎区) ディスプレイ材料研究所 (愛知県知多郡武豊町)

② 子 会 社

日 本 工 機 株 式 会 社	本社	東京都港区
日 油 技 研 工 業 株 式 会 社	本社	埼玉県川越市
北 海 道 日 油 株 式 会 社	本社	北海道美唄市
NOFメタルコーティングス株式会社	本社	神奈川県川崎市川崎区
株 式 会 社 ジ ャ ペ ッ ク ス	本社	東京都港区
日 油 商 事 株 式 会 社	本社	東京都渋谷区
油 化 産 業 株 式 会 社	本社	東京都渋谷区
常 熟 日 油 化 工 有 限 公 司	本社	中華人民共和国
PT. エヌ・オー・エフ・マス・ケミカル・インダストリーズ	本社	インドネシア共和国
NOFメタルコーティングス・ノース・アメリカINC.	本社	アメリカ合衆国
エヌ・オー・エフ・アメリカ・コーポレーション	本社	アメリカ合衆国
日 油 (上 海) 商 貿 有 限 公 司	本社	中華人民共和国
エヌ・オー・エフ・ヨーロッパGmbH	本社	ドイツ連邦共和国

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
3,718名	7名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 上記のほか、臨時従業員205名が在籍しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,675名	27名増	43.4歳	19.0年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、社外から当社への出向者11名を含んでおります。
2. 上記のほか、臨時従業員55名、出向者127名が在籍しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,100
みずほ信託銀行株式会社	700
農林中央金庫	700

(注) 借入額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 347,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 83,161,953株 (自己株式1,679,423株を除く。)
 (3) 株主数 12,805名 (前期末比694名減)
 (4) 大株主

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,033	9.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,396	5.28
株式会社みずほ銀行	3,230	3.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,182	3.82
明治安田生命保険相互会社	3,128	3.76
日油親栄会	1,948	2.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,500	1.80
野村信託銀行株式会社(投信口)	1,455	1.75
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT-CLIENT ACCOUNT	1,438	1.73
日油共栄会	1,387	1.66

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式1,679,423株を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役会長 ※	小林 明治	
代表取締役社長 ※	宮道 建臣	
取締役 ※	井上 賢吾	
取締役 ※	井堀 誠人	
取締役 ※	坂橋 秀明	
取締役 ※	前田 一仁	
社外取締役	有馬 康之	一般財団法人保安通信協会理事長
社外取締役	小寺 正之	
常勤監査役	加藤 一成	
常勤監査役	林 俊行	
社外監査役	田中 慎一郎	
社外監査役	田原 良逸	

- (注) 1. 取締役有馬康之および小寺正之の両氏は、会社法に定める社外取締役であります。
2. 監査役田中慎一郎および田原良逸の両氏は、会社法に定める社外監査役であります。
3. 監査役田中慎一郎氏は、金融機関で長年勤務した経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 監査役田原良逸氏は、金融機関で長年勤務した経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 一般財団法人保安通信協会と当社との間に特別の関係はありません。
6. 当社は、取締役有馬康之、取締役小寺正之、監査役田中慎一郎および監査役田原良逸の4氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員に指定しております。
7. ※印を付した取締役は、執行役員を兼任しております。
8. 当社では、執行役員制度を導入しております。当期末における執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
会長執行役員	小林 明治	
社長執行役員	宮道 建臣	
常務執行役員	井上 賢吾	設備・環境安全統括室長、化成部門管掌
常務執行役員	坂橋 秀明	経営企画室長、経理部門、システム部門管掌
常務執行役員	前田 一仁	防錆部門長、研究部門、人事・総務部門管掌
常務執行役員	宮崎 恒春	DDS 事業部長、ライフサイエンス部門管掌
常務執行役員	美代 眞伸	油化事業部長、食品部門、ディスプレイ材料部門管掌
執行役員	石垣 良一	経理部長
執行役員	石黒 秀史	化薬事業部長
執行役員	井堀 誠人	資材部長、化薬部門担当
執行役員	榎本 裕之	研究本部長
執行役員	田淵 信太郎	大阪支社長
執行役員	椿 信之	化成事業部長 兼 中国プロジェクト本部長
執行役員	平田 和彦	ディスプレイ材料事業部長 兼 企画室長
執行役員	古川 英	食品事業部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	284百万円 (18百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	55百万円 (12百万円)
計 (うち社外役員)	13名 (4名)	339百万円 (31百万円)

- (注) 1. 上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まれておりません。
 2. 上記支給額には、当事業年度中に退任した監査役1名の報酬を含んでおります。
 3. 業績連動型株式報酬制度において取締役(社外取締役を除く)を対象として、本制度で定める役員株式付規則に基づき19百万円(当事業年度)を拠出しています。
 4. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第83期定時株主総会において年額360百万円以内(使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
 5. 監査役の報酬限度額は、1988年6月29日開催の第65期定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。
 6. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	有 馬 康 之	当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
社 外 取 締 役	小 寺 正 之	当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
社 外 監 査 役	田 中 慎一郎	当期開催の取締役会17回および監査役会16回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
社 外 監 査 役	田 原 良 逸	当期開催の取締役会17回および監査役会16回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。

- ② 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
① 当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	64百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	124百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と、「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。
3. 重要な子会社のうち、NOFメタルコーティングス・ノース・アメリカINC.は、Ernst & Young LLP (Cleveland) の監査を受けております。PT.エヌ・オー・エフ・マス・ケミカル・インダストリーズは、Ernst & Young Purwantono, Sungkoro & Surjaの監査を受けております。
4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 非監査業務の内容

当社における英文財務諸表監査および新たに適用される会計基準に対する助言業務等があります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社およびグループ会社が業務の適正を一層強固に確保できる内部統制体制

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項については、取締役会で決議する。
 - b. 取締役および使用人は、日油倫理行動規範に基づき企業倫理を遵守する。
 - c. 倫理委員会は、倫理法令遵守の全社的推進を図る。
 - d. 倫理委員会事務局は、倫理法令遵守に関し、使用人が直接通報・相談できる窓口業務を担当する。なお、通報者に対して不利益な扱いはしない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に関する文書等の情報は、法令および文書取扱規則ならびに情報セキュリティ管理規則等の社内規定に基づき保存・管理する。
 - b. 取締役の職務の執行に関する電子媒体情報については、セキュリティシステムにより不正アクセスなどによる漏洩を防止する。
 - c. 取締役、監査役および取締役または監査役から指名された使用人は、いつでも文書ならびに電子媒体情報の閲覧と謄写ができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 経営リスクについては、レスポンシブル・ケア委員会、品質管理委員会、情報セキュリティ管理委員会、債権管理委員会などの各専門委員会において分析や対応策の検討を行い、CSR委員会に報告する。また、CSR委員会のもとに設置したリスク管理部会において、リスクの網羅性の確認・評価、リスク管理に関する施策の立案等を行い、CSR委員会に報告する。CSR委員会は、コンプライアンス、情報の管理、環境・安全など様々な経営リスクの集約評価およびリスク管理部会の活動評価を実施し、必要に応じて取締役会で審議する。
 - b. 非常事態が発生した場合は、非常事態対策規則に基づき、非常事態対策本部を設置し、人的安全を確保し、経済的損失を最小に留める体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて適宜開催し、経営および業務執行に関する重要事項について決議する。
 - b. 取締役会の決議を経るとまのない緊急を要する重要案件が発生した場合、法令・定款に違反しないかぎり、適宜対処し、次回の取締役会で承認を得る。
 - c. 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、夫々の機能強化のため執行役員制度を採用する。
 - d. 取締役および使用人は、職制規則等の社内規定を遵守する。
 - e. 取締役および使用人が共有するグループ全体の目標を定め、この浸透を図ると共に、これに基づく中期経営計画を策定し、取締役会で決議する。また、年度計画については、中期経営計画を基準に策定し取締役会で決議する。
 - f. 経営判断の迅速化のため、政策会議を原則週1回開催する。
- ⑤ 当社およびグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、当社が策定した経営理念および行動指針をグループ会社に浸透させ、事業活動を推進する。また、グループ会社は当社が策定する中期経営計画の基本方針および年度方針に則して方針を策定する。
 - b. 当社は、関係会社管理規則に基づきグループ会社に対する経営管理を実施し、業務執行状況・財務状況等の報告を定期的に求める。
 - c. 当社およびグループ会社の財産や損益に多大な影響を及ぼすと判断される重要案件については、当社取締役会の承認を受ける。
 - d. 当社は、グループ会社のリスク管理に関して、関係会社管理規則に基づきモニタリング等を実施するとともに、レスポンシブル・ケア委員会、品質管理委員会、情報セキュリティ管理委員会、債権管理委員会などの各専門委員会において分析や対応策の検討を行い、CSR委員会に報告する。また、CSR委員会のもとに設置したリスク管理部会において、リスクの網羅性の確認・評価、リスク管理に関する施策の立案等を行い、CSR委員会に報告する。CSR委員会は、コンプライアンス、情報の管理、環境・安全など様々な経営リスクの集約評価およびリスク管理部会の活動評価を実施し、グループ会社に対し、各専門委員会を通して必要に応じて助言等を行う。
 - e. グループ会社の内、グループ業績への影響度の高い会社は、経営上の重要事項に関して、当社と協議するものとし、当社経営幹部会議に出席し、グループ全体の業績状況を把握する。
 - f. 当社は、グループ全体の効率的な業務運営に必要な情報交流の場として、毎年1回関係会社会議を開催する。
 - g. 当社は、法令違反等を未然に防止する体制として、当社およびグループ会社の使用人が直接通報・相談できる内部通報窓口を整備する。
 - h. 当社は、グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、グループ会社に対し法令・諸規定の遵守状況について報告を求め、必要に応じて助言を行う。
 - i. 監査役は、当社およびグループ会社の業務監査を定期的実施する。
 - j. 内部統制室は、当社およびグループ会社の業務監査を定期的実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する

- る指示の実効性確保に関する事項
- a. 監査役がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合、監査業務を補助するために必要な知識・能力を備えた使用人を配置する。
 - b. 使用人が監査役の職務を補助する際には、当該使用人は、取締役および上位職位者の指示命令を受けない。
 - c. 監査役を補助する使用人については、当該使用人の取締役および上位職位者からの独立性と監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命・異動等、人事に関する事項の決定には、監査役の同意を必要とする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制ならびにグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告する体制その他監査役への報告に関する事項
- a. 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席する。
 - b. 当社の取締役および使用人は、取締役会・経営審議会等での決定に基づく業務執行の結果のうち、重要なものについては、監査役に報告する。
 - c. 当社の取締役および使用人は、重大な法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。
 - d. 内部統制室は、業務監査の結果について、定期的に監査役に報告する。
 - e. グループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。
- ⑧ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 当社は、監査役に報告をした者に対して不利益な取扱いはしない。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還または負担した債務の弁済の請求を受けた場合は、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑩ 監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、監査役会にて定める監査役監査基準に従って監査を実施し、必要の都度、取締役と協議して監査の実効性を高める。
 - b. 会計監査人は、監査計画と監査結果を定期的に監査役に対して報告する。また、監査役は必要に応じて会計監査人や当社の各部門およびグループ会社と情報交換や意見交換を行う。
 - c. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換して、相互認識と信頼を深める。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- a. 内部統制室は、当社およびグループ会社の財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、財務報告に関わる内

部統制システムの整備および構築を行い、財務報告に関わる重要なプロセスの統制活動の強化を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当期において実施した主な取り組みは、以下のとおりであります。

(当社およびグループ会社における業務の適正の確保に関する取り組み)

当社では、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を当期に5回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会規則に定められた重要項目について確認・決定するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行っております。グループ会社は、関係会社管理規則に定められた重要な事項について、当社に対し承認申請・報告を行っております。

また、当期は、各専門委員会の機能強化を目的にその改編を検討しました。その結果、2020年4月1日より、リスク管理委員会を設置し、一部専門委員会を組み入れ、リスク管理の強化を図るものといたしました。また、倫理委員会をコンプライアンス委員会に名称変更するとともに委員構成等を見直し、機能の強化を図るものといたしました。

(コンプライアンスに関する取り組み)

倫理委員会が主導して、グローバル・コンプライアンス・マニュアルをはじめとした関連規定を整備するとともに、内部通報窓口の運営、さらに当社を含む国内外のグループ会社全社においてコンプライアンス研修を継続しております。

当期は、個別の国・地域における法制度の特徴を踏まえた国別コンプライアンス・マニュアルの現地国言語および日本語による整備を推進し、グループ各社で共有しております。

(リスク管理に関する取り組み)

リスク管理については、レスポンシブル・ケア委員会、品質管理委員会、情報セキュリティ管理委員会、債権管理委員会などの各専門委員会が、グループ会社を含めた担当業務分野のモニタリング等を実施するとともに、結果を分析し、対応策を社長が委員長を務めるCSR委員会に報告しております。また、CSR委員会のもとに設置したリスク管理部会において、リスクの網羅性の確認・評価、リスク管理に関する施策の立案等を行い、CSR委員会に報告しております。CSR委員会では、コンプライアンス、情報の管理、環境・安全、リスクの網羅性の確認・評価など様々な経営リスクの集約・評価を実施しております。

また、当期は、新型コロナウイルス感染症への対応として、非常事態対策本部を設置し、事業継続に影響を与えるリスク等重要リスク管理の強化を実施しております。

(監査役監査の実効性確保に関する取り組み)

監査役は、内部統制室および会計監査人と定期的な協議の場を設け、緊密な連携体制をとっております。その上で監査役は、取締役会、経営審議会、CSR委員会および各専門委員会などの重要会議への出席、支社・支店・事業所などへの往査、事業部門および関係会社に対するヒアリング、グループ監査役連絡会（当社監査役と関係会社監査役間相互の情報交換などを目的とする）の開催などにより監査の実効性の確保を図っております。

監査役は、取締役や社内関係部署から重要な意思決定や職務の執行状況、職務の執行に関する説明を受け、あるいはそれらに関する重要な文書の閲覧等により、必要とする情報の提供を受けており、監査役への報告は適切に行われております。

(内部統制体制の運用状況の評価)

内部統制体制は毎年見直しを実施しております。当社は、2020年4月に開催した取締役会において、内部統制体制の整備に関する方針に定める各事項について当期における運用状況を評価しましたが、適正に運用されていることを確認しました。

連結貸借対照表 2020年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	130,115	流動負債	36,114
現金及び預金	51,849	支払手形及び買掛金	14,998
受取手形及び売掛金	38,625	電子記録債務	852
電子記録債権	2,467	短期借入金	1,353
商品及び製品	21,261	1年内返済予定の長期借入金	0
仕掛品	3,299	リース債務	161
原材料及び貯蔵品	10,353	未払費用	1,696
その他	2,446	未払法人税等	4,067
貸倒引当金	△188	預り金	4,045
固定資産	105,132	賞与引当金	3,227
有形固定資産	59,258	資産除去債務	156
建物及び構築物	23,888	その他	5,555
機械装置及び運搬具	11,750	固定負債	20,417
土地	20,332	長期借入金	8,059
建設仮勘定	1,117	リース債務	289
その他	2,169	繰延税金負債	6,629
無形固定資産	1,050	執行役員退職慰労引当金	106
投資その他の資産	44,823	役員退職慰労引当金	0
投資有価証券	40,868	退職給付に係る負債	4,841
長期貸付金	2	資産除去債務	34
繰延税金資産	1,012	その他	454
退職給付に係る資産	1,153	負債合計	56,532
その他	1,846	(純資産の部)	
貸倒引当金	△59	株主資本	163,167
資産合計	235,248	資本金	17,742
		資本剰余金	15,115
		利益剰余金	136,643
		自己株式	△6,333
		その他の包括利益累計額	14,768
		その他有価証券評価差額金	16,933
		為替換算調整勘定	△883
		退職給付に係る調整累計額	△1,280
		非支配株主持分	780
		純資産合計	178,716
		負債・純資産合計	235,248

連結損益計算書 2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		180,917
売上原価		122,313
売上総利益		58,604
販売費及び一般管理費		31,730
営業利益		26,874
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,657	
その他の	1,054	2,712
営業外費用		
支払利息	69	
為替差損	221	
その他の	464	755
経常利益		28,830
特別利益		
固定資産売却益	58	
投資有価証券売却益	1,994	
受取保険金	371	2,423
特別損失		
固定資産売却損失	5	
減損損失	449	
災害による損失	216	
固定資産除却損	123	
事業撤退損	87	
事務所移転費用	108	
その他の	25	1,015
税金等調整前当期純利益		30,238
法人税、住民税及び事業税	8,949	
法人税等調整額	116	9,065
当期純利益		21,172
非支配株主に帰属する当期純利益		32
親会社株主に帰属する当期純利益		21,140

連結株主資本等変動計算書 2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	17,742	15,115	122,657	△ 2,145	153,369
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 7,154		△ 7,154
親会社株主に帰属する当期純利益			21,140		21,140
自己株式の取得				△ 4,188	△ 4,188
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	0	13,985	△ 4,188	9,797
2020年3月31日残高	17,742	15,115	136,643	△ 6,333	163,167

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2019年4月1日残高	25,224	△ 423	△ 675	24,125	790	178,285
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 7,154
親会社株主に帰属する当期純利益						21,140
自己株式の取得						△ 4,188
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 8,291	△ 460	△ 604	△ 9,357	△ 10	△ 9,367
連結会計年度中の変動額合計	△ 8,291	△ 460	△ 604	△ 9,357	△ 10	430
2020年3月31日残高	16,933	△ 883	△ 1,280	14,768	780	178,716

貸借対照表 2020年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	104,476	流動負債	44,734
現金及び預金	40,868	買掛金	13,084
受取手形	56	短期借入金	700
売掛金	35,461	1年内返済予定の長期借入金	0
商品及び製品	14,418	未払金	3,328
仕掛品	1,539	未払費用	761
原材料及び貯蔵品	5,707	未払法人税等	3,282
前払費用	385	未払消費税等	293
短期貸付金	5,071	預り金	20,851
未収入金	759	賞与引当金	2,116
その他の金	229	資産除去債務	142
貸倒引当金	△21	その他	173
固定資産	97,414	固定負債	14,904
有形固定資産	38,201	長期借入金	7,950
建物	13,791	繰延税金負債	6,505
構築物	3,817	執行役員退職慰労引当金	100
機械及び装置	7,635	資産除去債務	27
車両運搬具	55	その他	320
工具、器具及び備品	1,266		
土地	11,088	負債合計	59,638
リース資産	9	(純資産の部)	
建設仮勘定	536	株主資本	126,059
無形固定資産	696	資本金	17,742
借地権	88	資本剰余金	15,113
ソフトウェア	409	資本準備金	15,113
リース資産	164	利益剰余金	99,538
その他の金	34	利益準備金	3,156
投資その他の資産	58,516	その他利益剰余金	96,381
投資有価証券	38,763	固定資産圧縮積立金	3,442
関係会社株式	12,354	別途積立金	27,800
関係会社出資金	2,739	繰越利益剰余金	65,138
長期貸付金	704	自己株式	△6,333
長期前払費用	308	評価・換算差額等	16,192
前払年金費用	2,977	その他有価証券評価差額金	16,192
その他の金	667	純資産合計	142,251
貸倒引当金	△0	負債・純資産合計	201,890
資産合計	201,890		

損益計算書 2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		122,371
売 上 原 価		84,400
売 上 総 利 益		37,970
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,334
営 業 利 益		19,636
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,292	
不 動 産 賃 貸 料	296	
そ の 他	503	4,092
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	86	
為 替 差 損	197	
そ の 他	372	656
経 常 利 益		23,071
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	56	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,994	
受 取 保 険 金	178	2,229
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	4	
減 損 損 失	19	
固 定 資 産 除 却 損	51	
事 務 所 移 転 費 用	108	
そ の 他	25	208
税 引 前 当 期 純 利 益		25,092
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,779	
法 人 税 等 調 整 額	5	6,784
当 期 純 利 益		18,308

株主資本等変動計算書 2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
					固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
2019年4月1日残高	17,742	15,113	15,113	3,156	3,502	27,800	53,924	88,384	△	2,145	119,094
事業年度中の変動額											
剰余金の配当							△ 7,154	△ 7,154			△ 7,154
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 59		59	—			—
当期純利益							18,308	18,308			18,308
自己株式の取得									△	4,188	△ 4,188
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△ 59	—	11,213	11,153	△	4,188	6,965
2020年3月31日残高	17,742	15,113	15,113	3,156	3,442	27,800	65,138	99,538	△	6,333	126,059

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計	
2019年4月1日残高	24,262	24,262	143,356
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 7,154
固定資産圧縮積立金の取崩			—
当期純利益			18,308
自己株式の取得			△ 4,188
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）	△ 8,070	△ 8,070	△ 8,070
事業年度中の変動額合計	△ 8,070	△ 8,070	△ 1,105
2020年3月31日残高	16,192	16,192	142,251

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

日油株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 池内基明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 川脇哲也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日油株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

日油株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 池内基明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 川脇哲也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日油株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

日油株式会社	監査役会
常勤監査役	加藤一成 ㊞
常勤監査役	林俊行 ㊞
社外監査役	田中愼一郎 ㊞
社外監査役	田原良逸 ㊞

以上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで		
定時株主総会	6月中		
株主確定基準日	(1) 定時株主総会議決権行使株主	3月31日	
	(2) 期末配当金受領株主	3月31日	
	(3) 中間配当金受領株主	9月30日	
	(4) その他必要あるとき	あらかじめ公告して定めた日	
公告の方法	電子公告の方法により行います。 ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL (http://www.nof.co.jp/)		
単元株式数	100株		
上場取引所	株式会社東京証券取引所		
株主名簿管理人 (特別口座管理機関)	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社		

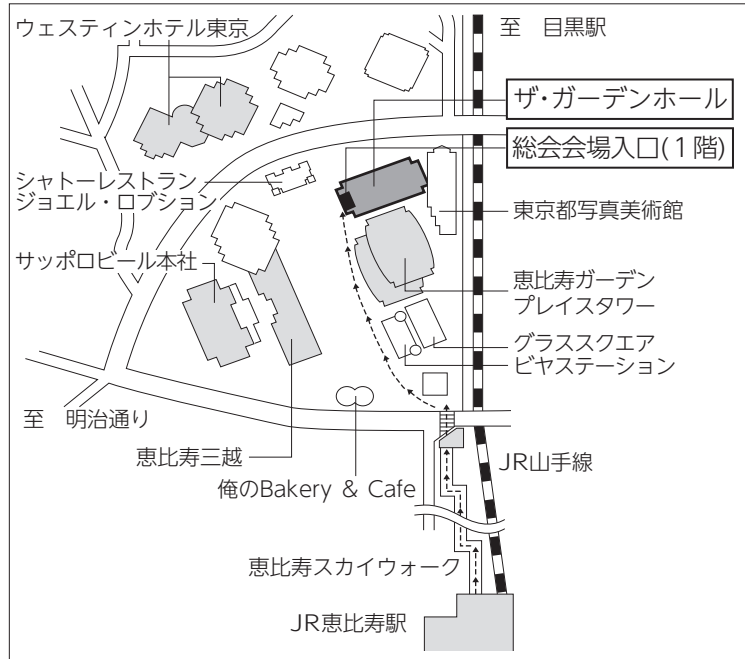
株式に関するご案内

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵便物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行 証券代行部 フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝日を除く9:00~17:00)
電話お問い合わせ先		みずほ証券 本店および全国各支店 プラネットブース (みずほ銀行内の店舗) でもお取り扱いいたします。
各種手続のお取扱 (住所変更、株主配 当金受取り方法の変 更等)		みずほ信託銀行 本店および全国各支店 (トラストラウンジを除く)
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行およびみずほ銀行の本店および全国各支店 (みずほ証券では取次のみとなります)	

当社は、インターネットのホームページにて、決算計算書類、決算短信など最新のIR情報を提供しております。
アドレスは、<http://www.nof.co.jp/>です。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都目黒区三田一丁目13番2号
ザ・ガーデンホール
(恵比寿ガーデンプレイス内)



(交通のご案内)

- JR：山手線・埼京線 恵比寿駅東口から徒歩約10分
東口改札出口を右折してから「恵比寿スカイウォーク（動く歩道）」をご利用ください。
- 地下鉄：日比谷線 恵比寿駅 1番出口から徒歩約15分
1番出口正面の「atré恵比寿」ビルエスカレーターで3階に上り、JR恵比寿駅東口前を通過してから「恵比寿スカイウォーク（動く歩道）」をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。